

令和3年度
教育委員会事務事業評価報告書

(令和2年度実施事務事業)

令和3年11月
筑西市教育委員会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 教育委員会の施策	P. 2
3. 評価の実施方法	P. 3～4
(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会	
(2) 評価対象事業	
(3) 評価の観点	
4. 評価結果	P. 5～9
(1) 小学校入学祝品支給事業	
(2) 明野地区義務教育学校整備事業	
(3) 中学校プール整備事業	
(4) 図書館管理運営事業	
(5) 地区公民館改修事業	
5. まとめ	P. 10
資料1 筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則	P. 11

1. はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが定められています。

そこで、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、筑西市が運用する「行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、教育委員会が所管する事務事業の評価を実施しました。

事務事業の評価は、市民の目線に立った行政運営に向けて、市民にとってわかりやすい成果目標を設定し、限られた行政資源を有効に活用するために行う自己点検の仕組みであり、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）というマネジメントサイクルの中で、今までの仕事のやり方を点検し、次の計画に向けて改善すべきところがないか、検証するものです。また、費用対効果や成果を公表することにより、適切な進行管理を徹底し、不断の見直しを加えていくものです。

本報告書は、これらの趣旨を踏まえて実施した令和2年度事務事業の評価について、その評価結果をまとめたものです。

2. 教育委員会の施策

教育委員会は、第2次筑西市総合計画のひとつの柱である『郷土愛を育む 教育・文化都市づくり』を基本理念に、次世代を拓く若者が夢をかなえることができる質の高い教育環境づくりに取り組むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって成長できる学びの環境を整備していきます。

また、先人たちが残してきた貴重な歴史・文化及び芸術を通して、地域を愛する子どもたちをはじめ、市民自らが行動し正しく学ぶことで、郷土愛の醸成が図られ、未来へ引き継がれていく教育・文化都市づくりを目指しています。

表1 第2次筑西市総合計画 施策体系（抜粋）

政 策	施 策
確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実	幼児教育の充実
	学校教育の充実
生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習の充実
	青少年の健全育成
	生涯スポーツの推進
歴史・文化の継承と振興	歴史文化遺産の保全・活用
	文化・芸術の振興

3. 評価の実施方法

(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会

筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「評価委員会」という。）の担任する事項は、『教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関することその他教育委員会が別に定める事項について調査又は検討をし、教育委員会に報告すること。』となっています。（P. 11「筑西市教育委員会事務評価委員会の組織、運営等に関する要綱」参照）

本年度は、5人の委員で構成された評価委員会を書面により開催し、11月11日付けで教育長あてに報告書を提出していただきました。

(2) 評価対象事業

令和2年度に実施した教育委員会所管の事務事業のうち、施策の特色、事業規模などから下記の事務事業を選択し、評価していただきました。

表2 評価対象事業

No.	総合計画 基本施策	事業名	担当課
1	家庭・学校・地域との連携	小学校入学祝品支給事業	学務課
2	小中一貫教育と学校の適正配置の推進	明野地区義務教育学校整備事業	義務教育学校整備推進課
3	学校施設・設備の充実	中学校プール整備事業	施設整備課
4	図書館事業の充実	図書館管理運営事業	生涯学習課
5	公民館事業の充実	地区公民館改修事業	地域交流センター

(3) 評価の観点

評価委員会では、筑西市が運用する「行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、評価を実施していただきました。

評価委員会が用いた評価項目は、「表3 評価の観点」のとおりです。

また、各事業の評価結果を総合的に判断し、「来年度の事業の方向性」について協議し、評価委員会としての意見をまとめていただきました。

表3 評価の観点

評価の観点 (チェック項目)	
目的の 妥当性	事務事業の目的は、市総合計画の施策目標に合致しているか (目的妥当性の度合)
	市が主体的に行うべき役割の事業か (公益性・公共性の度合)
	市民ニーズ等を反映しているか (ニーズの度合)
	特定の個人や団体に利益が偏っていないか (公益性・公共性の度合)
	市民との役割分担は適切か (公益性・公共性の度合)
事業の 有効性	類似事業との再編や統合はできないか (事業費・人件費の削減)
	成果を向上させる余地はないか (より効果的な方法・手段)
	廃止・休止した場合に影響はあるか (事業の意義)
事業の 効率性	成果を落とさずに事業費を削減できる余地はないか (費用対効果)
	成果を落とさずに人件費を削減できる余地はないか (費用対効果)
	受益者の費用負担や受益者機会に適正化の余地はないか (経費削減・公共性の見直し)

表4 来年度の事業の方向性

拡 充	事業内容を充実するもの
見 直 し	目的や規模を変えないで、執行方法を工夫するもの
縮 小	規模を減らしたりするもの
休止・廃止・終了	一時中断するもの、当初目的の達成や他の事業との統合により事務事業実施を終了するもの、事業が完了等で終了したもの
現行どおり	現在行われている事務事業をそのまま継続するもの

4. 評価結果

(1) 小学校入学祝品支給事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	ある程度 反映している	ある程度 反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っている ところがある	偏っている ところがある
■市民との役割分担は適切か	該当しない	該当しない
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	ない	ない
■廃止・休止した場合の影響はあるか	ない	ない
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	該当しない	該当しない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	少しはある	少しはある

事業概要

入学祝品としてランドセルを贈呈していた事業を拡充し、ランドセル及びノート、クレヨンなどの学用品等（計4万5千円相当）を市内に住所を有する令和3年度新入学児童に贈呈し、子育て世代の負担軽減を図った。

■担当課の評価

担当課においては、来年度の事業の方向性を「拡充」としています。

■評価委員会の評価

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「拡充」としました。

■主な意見等

- ・ランドセルは希望者だけにし、色もバリエーションを多くする。学用品は対象者全員に贈呈する。
- ・ランドセルの色や形についても意見があると思うが、検討したことはあるか。
- ・入学時にランドセルや学用品をいただけて、保護者の方の負担も減り、生活しやすくなっている。若い世代の方が筑西に戻ってきてくれるとよい。
- ・祖父母の楽しみがなくなったという声もあるが、子どもたちの親はみんな同じランドセルで良かったという声もきいた。

(2) 明野地区義務教育学校整備事業

①目的の妥当性	担当課評価	評 価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っている ところがある	偏っている ところがある
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	担当課評価	評 価
■類似事業との再編や統合はできないか	できない	できない
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評 価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	少しはある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	ない	ない

事業概要

系統性・連続性のある教育を行うため、明野地区小学校5校と明野中学校を統合し、既存の明野中学校校舎と施設一体型の義務教育学校を整備し、令和6年4月開校を目指す。

■担当課の評価

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価委員会の評価

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としました。

■主な意見等

- ・これからの義務教育学校の在り方について注目される開校である。
- ・明野地区以外の事業計画をもっと早く進めることを検討してほしい。
- ・明野に住む子どもたちが新しい素敵な環境の中で、たくさんの人達と触れ合い、学校生活を送れることは幸せなことだと思う。

(3) 中学校プール整備事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	分担していない	分担していない
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	該当する事業がない	該当する事業がない
■成果を向上させる余地はないか	ない	ない
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	少しはある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	ない	ない

事業概要

建設後40年以上経過し老朽化した筑西市内小中学校のプールの整備を行っている。すべての学校のプールを整備するには多大な費用を要するため、小学校との共同利用を想定した中学校のプール整備を行い、教育環境の充実を図った。

■担当課の評価

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価委員会の評価

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としました。

■主な意見等

- ・近隣の小学校との共同利用を図った場合、水泳の授業数確保が難しくなるのでは？
- ・素晴らしいプールが整って良かった。

(4) 図書館管理運営事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	該当しない	該当しない
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できない	できない
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	該当しない	該当しない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	該当しない	該当しない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	該当しない	該当しない

事業概要

市立図書館運営を指定管理者として民間事業者に託すことにより、コストの削減が図れるとともに、民間の能力を活用した新たな事業展開、満足度調査、有資格者の増により市民への対応の充実と満足度を向上させる。

■担当課の評価

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価委員会の評価

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としました。

■主な意見

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響がかなりあったことが資料で分かった。
- ・人件費削減をボランティア対応協力で検討できないか。
- ・図書館には読み聞かせを行う際に大型絵本を良く借りに行っていた。コロナで活動がなくなり、図書館の利用もなくなってしまい、少し寂しい気がする。

(5) 地区公民館改修事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っている ところがある	偏っている ところがある
■市民との役割分担は適切か	見直しの余地あり	見直しの余地あり
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	ない	ない
■廃止・休止した場合の影響はあるか	ある程度影響がある	ある程度影響がある
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	少しはある	少しはある

事業概要

老朽化が進み、耐震基準を満たさない公民館において、筑西市公共施設適正配置に関する指針、筑西市公共施設適正配置のための基本方針に基づき、五所・河間・嘉田生崎の3公民館について、隣接する小学校施設との複合化を実施した。また、使用できなくなった旧公民館の解体及び駐車場整備の設計を行い跡地の有効活用を図る。大田公民館については、耐震数値が3公民館と異なるため、既存施設の耐震補強・大規模改修工事を行い、市民に対し安心安全な施設の提供を図る。

■担当課の評価

担当課においては、来年度の事業の方向性を「拡充」としています。

■評価委員会の評価

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「拡充」としました。

■主な意見等

- ・これからも地域の利用者に喜ばれる施設であって欲しい。
- ・安全で安心な公民館に変身し、地域イベントやコミュニティ活動の場として地域に根差した施設が完成してよかった。

5. まとめ

評価委員会の設置目的は、外部委員の評価を得ることにより、より確実な教育行政の推進を図ろうとするもので、教育行政の課題抽出とその解決の一端を担うものです。今年度は、令和2年度の事務事業評価の実施にあたり、教育行政に精通した5名の有識者に幅広い見地から貴重な外部意見をいただきました。

評価委員会の事務事業に対する評価は、概ね担当課の評価と同様の評価をいただきましたが、併せて事務事業における問題点や行政運営の充実に向けた要望など多くのご指摘をいただきました。

今回報告をいただいた評価結果は、次年度以降の事務事業の改善に反映させることが最も重要であります。今後とも職員一人ひとりが、常に課題意識をもって職務にあたり、透明性の高い教育行政を推進するとともに、次世代を担う人材の育成や市民一人ひとりの生きがいが充足される各種施策を展開してまいります。

資料 1

筑西市教育委員会事務評価委員会の組織、運営等に関する要綱
(令和 2 年 3 月 3 1 日 教育委員会告示第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、筑西市附属機関に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）第 4 条の規定に基づき、筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 評価委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第 6 条 評価委員会の庶務は、教育委員会学務主管課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。